

令和 7 年 1 2 月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和 7 年 1 1 月 2 5 日	
2	招 集 日	令和 7 年 1 2 月 2 日	
3	提出議案件数	2 3 件	
		予 算 6 件	
		条 例 1 3 件	
		その他 4 件	
4	議案等件名		
	議案第 8 1 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 7 回） について	別 冊
	議案第 8 2 号	令和 7 年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について	
	議案第 8 3 号	令和 7 年度西条市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について	
	議案第 8 4 号	令和 7 年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 回）について	
	議案第 8 5 号	令和 7 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 回）について	
	議案第 8 6 号	令和 7 年度西条市病院事業会計補正予算（第 1 号）について	
	議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	1
	議案第 8 8 号	財産の減額譲渡について	2
	議案第 8 9 号	西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の 指定管理者の指定について	3
	議案第 9 0 号	小字の廃止について	4
	議案第 9 1 号	西条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例について	5
	議案第 9 2 号	西条市事務分掌条例の一部を改正する条例につ いて	6
	議案第 9 3 号	西条市職員等の旅費に関する条例等の一部を改 正する条例について	8
	議案第 9 4 号	西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正す る条例について	1 0
	議案第 9 5 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を	

	改正する条例について	1 1
議案第 9 6 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 2
議案第 9 7 号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 9 8 号	西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 9 9 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 1 0 0 号	西条市地域創生センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例について	1 6
議案第 1 0 1 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	1 7
議案第 1 0 2 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例について	1 8
議案第 1 0 3 号	西条市本谷温泉館設置及び管理条例を廃止する等の条例について	1 9

議案第 87 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第 12 号神戸小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第 12 号

(2) 工事名

神戸小学校施設長寿命化事業の内 建築主体工事

(3) 契約金額

437,800,000 円

(4) 契約の相手方

愛媛県西条市神拝甲 132 番地の 4

西条建設株式会社

代表取締役 星 加 隆 夫

議案第 88 号 財産の減額譲渡について

(観光振興課)

1 提出の理由

令和 8 年 4 月 1 日をもって、西条市本谷温泉館等施設を減額譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 譲渡の相手方

愛媛県伊予郡砥部町拾町 9 2 番地 2

株式会社プログレッション

代表取締役社長 中 矢 孝 則

3 譲渡金額

4, 800, 000 円

議案第 89 号 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者
の指定について

(社会教育課)

1 提出の理由

西条市の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施 設 名	指定管理者候補
西条市総合文化会館	アクティオ株式会社
西条市丹原文化会館	

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

議案第 90 号 小字の廃止について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

県営農地整備事業（大頭地区）は、平成 24 年度に事業着手し、令和 7 年度までに区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該事業地域内の小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 県営農地整備事業（大頭地区）
- (2) 事業年度 平成 24 年度から令和 7 年度まで
- (3) 区画整理工事面積 40.2ha
- (4) 廃止する小字 松縄、長塚、鉾木、鴨地

議案第 9 1 号 西条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を
定める条例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 総則（第 1 章関係）

条例の趣旨、条例において使用する用語、事業者の一般原則について定める。

(2) 利用定員に関する基準（第 2 章第 1 節関係）

1 時間当たりの利用定員を定める旨及び 1 月当たりの利用定員を定める場合に考慮すべき事項について定める。

(3) 運営に関する基準（第 2 章第 2 節関係）

事前面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、あっせん及び要請に対する協力等について定める。

(4) 雑則（第 3 章関係）

記録、作成物等、書面によることとされているものについて、電磁的記録による方法も認められること等を定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 9 2 号 西条市事務分掌条例の一部を改正する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

人口減少・少子高齢化の時代にあって、本市を取り巻く社会環境が年々厳しさを増す中、持続可能な市政運営を確保し、第 3 期西条市総合計画に掲げる「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向け、各種施策を着実に推進できる事務執行体制を構築するとともに、市民サービスの維持及び向上を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 組織改編

新たに市長直轄組織を設置するとともに、現行の部のうち、経営戦略部を企画部に改め、福祉部及びこども健康部をこども・福祉部及び健康増進部に再編し、産業経済部及び農林水産部を産業部に統合する組織改編を行う。

(2) 組織改編に伴う事務分掌の変更

ア 市長直轄組織については、防災・危機管理に特化した部門を市長直下・直轄に位置付け、多様化・激甚化する災害・危機事象に、より迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

イ 企画部については、DX部門と連携した行政改革の推進体制を構築するとともに、移住定住業務及び観光業務を移管し、シティプロモーション部門との連携による移住促進、交流人口の拡大に向けた施策の推進体制を強化する。

ウ こども・福祉部については、現行の福祉部の業務に加え、子育て支援に関する業務を所管することで、こども、高齢者、障がい者などが抱える多様な福祉ニーズに対し、重層的な支援体制を整える。

エ 健康増進部については、市民の健康、医療に特化することで、市民総参加の健康づくりに取り組むとともに、持続可能な医療提供体制を構築し、市民の健康寿命の延伸を図っていく。あわせて、国民健康保険に関する業務を所管し、医療費の適正化に向けた取組を推進していく。

オ 市民生活部については、現行の市民協働業務に加え、国際交流業務を所管することで、多文化共生を推進し、協働によるまちづくりに一層取り組んでいくとともに、男女共同参画業務を所管することにより、人権部門と連携し、性別に関わらず一人一人の人権が尊重される社会の実現に取り組んでいく。また、防犯や交通安全など市民生活の安全安心に関する業務を集約する。

カ 環境部については、現在、同部と建設部にまたがっている河川に関する業務を同部の所管とし、集約する。

キ 産業部については、産業全体を俯瞰的に見渡す視点を確保し、一次産業から三次産業までの幅広い産業分野の連携を推進することで、地域資源の有効活用と付加価値創出を図ることを目的として、観光部門を除く現行の産業経済部及び農林水産部を統合する。

ク 建設部については、現行の業務に加え、工事検査業務を所管することにより、設計審査、検査、技術支援等を一体的に行い、公共工事の品質確保と生産性向上の更なる推進を図る。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 9 3 号 西条市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する
 条例について
 (職員厚生課)

- 1 提出の理由
- 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。
- 2 概要
- (1) 旅費の種類を、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当等とする。
 ア 鉄道賃にあっては特別急行料金の支給に係る距離規定を廃止し、実態に応じて支給する。
 イ 宿泊費にあっては定額支給方式から上限付き実費支給方式に変更する。
 ウ 宿泊手当にあっては宿泊に伴う諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行について 1 夜当たりの定額を支給する。

【旅費の種類及び改正内容一覧】

	【旅費名称】	【定額/実費】	【旅費種類の内容】	【主な改正内容】
交通費	鉄 道 賃	実費	交通費（鉄道）	・ 特急料金の支給について、現行の距離制限（片道100km以上等）を廃止 ・ 鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。
	船 賃	実費	交通費（船舶）	・ 船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。
	航 空 賃	実費	交通費（航空機）	・ 航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象とする。
	そ の 他 の 交 通 費 〔現行：車賃〕	一部定額	交通費（上記以外）	・ 実費支給方式を拡充 ・ 車賃については従来どおり定額（37円/km）とする。
宿泊費等	宿 泊 費 〔現行：宿泊料〕	実費	旅行中の宿泊に要する費用	・ 定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更
	包 括 宿 泊 費 〔新設〕	実費	バック旅行に要する費用	・ 新設
	宿 泊 手 当 〔現行：日当〕	定額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む。）に充てるための費用	・ 構成要素から昼食代・目的地内の交通費を除く。 ・ 夕朝食代を含む諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行に支給

- (2) 旅費の支給対象について、出張や勤務の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とするとともに、旅費の支給方法について、市と旅行役務提供契約を締結した旅行役務提供者に支払う方法を追加する。
- (3) 条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする。
- (4) 特別職の職員で非常勤のもの、議会議員、証人等及び消防団員についても、同様の取扱いとできるよう旅費に関する各条例の規定について、整備す

る。

3 改正する条例

- (1) 西条市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年西条市条例第 45 号）
- (2) 西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成 16 年西条市条例第 36 号）
- (3) 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成 20 年西条市条例第 17 号）
- (4) 西条市証人等の実費弁償に関する条例（平成 16 年西条市条例第 37 号）
- (5) 西条市消防団条例（平成 16 年西条市条例第 207 号）

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 9 4 号 西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

(社会教育課)

1 提出の理由

令和 7 年度末をもって西条市市之川公民館の運営を終了することに伴い、
所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表第 1 の西条市市之川公民館に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 95 号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定について、整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 96 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 条例において引用している児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定について、整備する。
- (2) 利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件として、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合を追加する。

3 施行期日

公布の日

議案第 97 号 西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(学校政策課)

1 提出の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定について、整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 98 号 西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 条例において引用している児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定について、整備する。
- (2) 特例保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合の適用除外に関する規定を追加する。
- (3) 条例中の乳児等通園支援事業者という用語の一部について、乳児等通園支援事業所に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める改正規定は、公布の日

議案第 99 号 西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

(市民課)

1 提出の理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）が公布されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 条例において引用している電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の規定について、整備する。
- (2) 印鑑登録原票に関する規定について、整備する。

3 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

議案第 100 号 西条市地域創生センター設置及び管理条例等の一部
を改正する条例について

(総務課)

1 提出の理由

受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 使用料の見直し

公の施設の設置及び管理条例(21件・76施設)における使用料の額等について改める。

地域創生センター 地域交流センター(4) 福祉センター(2) 体育館(5) 野球場(2) 陸上競技場 テニスコート(5) 有料公園施設(7) 屋内運動場 スポーツコミュニティセンター スポーツクライミング施設 学校体育施設照明設備(35) やすらぎ苑(新規設定) ひと・夢・未来創造拠点複合施設 丹原農村環境改善センター 野積場(2) 文化会館(2) 東予郷土館 小松史跡近藤篤山旧邸 生涯学習の館 五百亀記念館
--

(2) 西条市公共施設使用料減免条例(平成16年西条市条例第115号)における減免対象者等の見直し

ア 減免対象者のうち、65歳以上の高齢者で、市内に住所を有しないものについて、減免割合を免除から5割に改める。

イ 減免の対象となる施設について見直しを行う。

減免の対象に加える施設	減免の対象から外す施設
西条東部地域交流センター 西条西部地域交流センター	西部総合福祉センター 総合文化会館 丹原文化会館 石鎚ふれあいの里

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料(条例の施行前に徴収したものを除く。)から適用する。

議案第 101 号 西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

物価高騰等による費用の増加及び給水人口の減少による料金収入の減少といった厳しい経営環境の中、水道料金を適正な水準に見直すことにより、西条市水道事業の持続可能な経営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 基本水量及び基本料金は現行のまま据え置き、従量料金を 168 円とする。
- (2) 物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）の対象である公衆浴場については、従量料金を 138 円とする。
- (3) 平均改定率約 8.4 パーセントの値上げとする。
(※平均改定率は、改定後の料金で計算した場合、現行料金と比べて料金収入がどれくらい増減するかを表している。)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和 8 年 4 月及び 5 月分として徴収する水道料金の算定から適用する。

議案第 102 号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について
(消防本部予防課)

1 提出の理由

林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の的確な発令等によって林野火災の予防の実効性を高めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると市長が認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとするとともに、林野火災に関する注意報が解除されるまでの間における、市の区域内にある者の火の使用の制限に関する努力義務を設ける。
- (2) 林野火災の発生危険性を勘案して、当該努力義務及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を市長が指定することができることとする。
- (3) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にする。
- (4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、届出の対象となる期間及び区域を消防長が指定することができることとする。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

議案第 103 号 西条市本谷温泉館設置及び管理条例を廃止する等の
条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

令和 7 年度末をもって、西条市本谷温泉館の運営を終了することに伴い、及び西条市本谷温泉事業特別会計を廃止するため、条例の廃止等を行おうとするものである。

2 概要

西条市本谷温泉館設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 172 号）を廃止するとともに、附則において、西条市特別会計条例（平成 16 年西条市条例第 50 号）における西条市本谷温泉事業特別会計に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日